

けやき百選クラブ 会則

第1章 総則

(名称および事務所)

第1条 本会は、けやき百選クラブと称し、事務所を、有限会社藤原篤建築・都市設計研究所内に設置する。

(構成)

第2条 本会は、けやき百選クラブの活動に賛同するスタッフ等で構成する。

(目的)

第3条 本会は、けやき百選クラブの活動の企画・実施を行うことを通して、市民の交流の場を設け、洛西けやき通りの魅力を発信し、洛西ニュータウンを幸福感のあふれるまちにすることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的遂行のために次の事業を行う。

- (一)けやき百選クラブの活動の企画・実施に関する事業。
- (二)その他、必要と認められる事業。ただし、事業遂行にあたって、特定の政党および宗教団体などの支配干渉は、これを全て受けない。

第2章 会員

(入会)

第5条 本クラブへの入会は、代表に届け出て承認を受ける。

- 2 目的に賛同する人は、全て会員になる権利を有する。

(退会)

第6条 本会からの退会は、会長に届け出て承認を受ける。

(権利および義務)

第7条 会員は、次に掲げる権利と義務を有する。

- (一) 会員は、けやき百選クラブの活動の企画と実施に参加できる権利を有する。
- (二) 会員は、活動に際し、良心と良俗に従う義務を有する。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会は、次の役員をおく。

- (一)代表 1名

- (二)副代表 1名

2 役員は、会員の互選とする。

(2)これらは、総会の承認を受ける。

(3)これらは、任期を4月1日から3月31日の1年間とするが、再選を妨げない。

3 これらに欠員が生じた場合、棟代表者会議で後任者を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 11 条 役員は、次の業務を遂行する。

- (一)代表は、本会を代表し、この運営を統括する。また、必要な会議や行事は、これを全て召集する。
- (二)副代表は、会長を補佐し、会長に事情がある場合には、その業務を代行する。その場合は、本会を代表する者は、副会長の互選により定める。

(役員の仕事)

第 12 条 本会ならびに会員に対し、著しく不利益な行為を行った者は、会員会議の議決により、その職を解ける。

(その他の役員)

第 13 条 必要に応じ、補佐および顧問などの特別職を置くことができる。

- 2 これらは、総会の推薦を受け、会長が委嘱する。
- 3 これらは、任期を 4 月 1 日から 3 月 31 日の 1 年間とするが、再選を妨げないが、総会における再推薦を要する。

(会計監査)

第 14 条 会計の適正運営を図るため、会計監査を 1 名おく。

- 2 これらは、総会の推薦を受け、代表が委嘱する。
- 3 これらは、役員から独立する。
- 4 これらは、任期を 4 月 1 日から 3 月 31 日の 1 年間とする。

第 4 章 機関

(総会)

第 15 条 本会は、総会を次のように定める。

- (一)総会は、本会の最高議決機関であり、会員によって構成される。
- (二)総会は、出席者および提出委任状の総数が、会員の過半数を超えている時に成立する。
- (三)総会は、適宜開催する。
- (四)総会は、次の事項を審議する。
 - (1)予算に関する事項。
 - (2)決算に関する事項。
 - (3)活動のまとめ方および方針、年度計画。
 - (4)各役員および会計監査の承認、選出。
 - (5)その他、必要と認められる事項。
- (五)審議内容は、出席者の過半数の賛成で議決する。

(役員会議)

第 16 条 本会は、役員会議を次のように定める。

- (一)役員会議は、事業計画の原案および報告事項の確認、議題の決定などを行い、棟代表者会議に図る。
- (二)審議内容は、出席者の過半数の賛成で議決する。

(会議の招集)

第 17 条 各機関会議の招集は会長が行い、それぞれの構成員の過半数の出席で成立する。

(帳簿)

第 18 条 本会は、次の帳簿を備える。

- (一)各機関会議議事録。
- (二)会計帳簿。
- (三)その他、必要な帳簿。

第 5 章 会 計

(経費)

第 19 条 本会の経費は、事業収入金、その他で賄う。

(会計年度)

第 20 条 会計年度を、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

(予算および決算)

第 21 条 予算および決算を、次のように定める。

- (一)予算は、総会の承認受けなければならない。
- (二)会計監査の後、総会の承認を受けなければならない。

附則 1. 本会則は平成 24 年 4 月 6 日より発効する。
2. 一部改正(平成 30 年 11 月 15 日)